

会員入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福祉医療支援協会（以下、「当協会」という）の
会活動に積極的に参加し、当協会と会員が秩序と規則に則り発展するために、新
たに入会する会員の入会及び退会に関する条件と運用基準について定める。

(入会)

第2条 入会を希望するものは、入会申込書に必要事項を記載し、事務局へ提出する
こととする。

(入会の拒否)

第3条 当協会の会員になろうとする法人又は個人が、次の各号の一に該当する場
合、又はこれに準ずる事由により会員として相応しくないと理事会が認める場
合、当該入会申込者の入会は認めない。

- (1) 入会申込書について事実確認をした結果、虚偽事項の記載等が明らかとなっ
た場合
- (2) 集団的かつ常習的に不法行為を起こすおそれがある場合
- (3) 取引関係者、協会員に損害を与えた、または損害を与えるおそれのある場合
- (4) 取引の公正を害する行為をした、または公正を害するおそれのある場合
- (5) 業務に関し法令違反し、協会員として不相当と認められる場合
- (6) 暴力的行為、係争中の反社会的立場ある場合

(退会)

第4条 会員が退会しようとするときは、事務局までその旨を申し出ることとする。

(退会条件)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会の手続きを採り、通知をするこ
ととする。

- (1) 当協会の運営を妨げる場合
- (2) 協会から知りえた情報を外部に漏えいした場合
- (3) 不当、不正な手段により、他の協会会員の事業展開を阻害した場合
- (4) 他の協会会員に著しく迷惑をかけた場合

(会員措置内容)

第6条 会員に対する措置は前条に定めた以外に不祥事の重大性によって以下のとお
りとする。

- (1) 厳重注意

- (2) 会員としての全部または一部活動停止
- (3) 退会の勧告
- (4) 除名

(会員への要請)

第7条 理事長は、前条の措置に際して、会員に対して以下の事項を要請することとする。

- (1) 法人行動適正化についての改善策とその実施状況の報告

(会員回復措置)

第8条 理事長は、事態の改善がみられると判断した場合には、措置を終了することとする。

(退会・除名後の再入会)

第9条 措置により非会員になった法人又は個人からの再入会の申請については、次のとおりとする。

- (1) 退会した法人又は個人については、原則として入会申請を受理しない。
- (2) 除名された法人又は個人については、入会申請を受理しない。

(会費請求)

第10条 会員は入会時に年会費を支払うものとする。

- (1) 年度は4月1日～翌年3月31日を1年間とし、年会費は30,000円（うち10%対象消費税2,727円を含む）とする。
- (2) 初年度の年会費は、入会時期が4月～7月の場合は30,000円（うち10%対象消費税2,727円を含む）、8月～11月の場合は20,000円（うち10%対象消費税1,818円を含む）、12月～3月の場合は10,000円（うち10%対象消費税909円を含む）とする。
- (3) 次年度以降は毎年3月に請求書を発行し、申し出がない限り自動更新とする。
- (4) 退会等にあたっては、既に納めた年会費の返金は一切しないものとする。

附則

- (1) この規程は、令和4年8月1日から施行する。

改定履歴

令和4年8月1日 新規作成

令和5年9月1日 改定